

「被害者」が「犯罪者」に!?

白バイ免罪(2)

国賠訴訟判決速報!



高校生のスクーターは前輪が車体からはずれるほど損傷が大きい

2004年、白バイとの衝突事故に遭って重傷を負い、証言を無視された上、一方的な過失を押し付けられ「保護観察処分(有罪)」言い渡されたスクーターの少年。家族の必死の立証活動によって、後日、逆転無罪を勝ち取ったものの、警察側は白バイの過失を一切認めず、争いはついに民事裁判に突入していた。3月31日、松山地裁であつたその判決結果とは……。

3月31日正午過ぎ、松山地方裁判所の玄関には、長蛇の列ができていた。午後1時10分から予定されている、愛媛白バイ事件の一審判決。その傍聴券を求める人たちだ。

新聞記者やテレビカメラも多数押し寄せ、この事件に対する関心の高さを伺わせる。

この裁判は、白バイとの衝突事故で一方的に容疑者扱いされていた元少年が、白バイ隊員には過失がなかったとして、治療費などを求めて反訴。双方の言い分は真っ向から対立したまま、判決の日を迎えたのだった。

予定の時刻を数分過ぎ、裁判長による判決文の読み上げが始まった。

が、白バイ隊員と愛媛県、国を相手に、慰謝料など約350万円を求めて起こした国家賠償請求訴訟だ。

県や国は、「白バイ隊員には過失がなかった」として、治療費などを求めて反訴。双方の言い分は真っ向から対立したまま、判決の日を迎えたのだった。

予定の時刻を数分過ぎ、裁判長による判決文の読み上げが始まった。

が、白バイ隊員と愛媛県、国を相手に、慰謝料など約350万円を求めて起こした国家賠償請求訴訟だ。

県や国は、「白バイ隊員には過失がなかった」として、治療費などを求めて反訴。双方の言い分は真っ向から対立したまま、判決の日を迎えたのだった。

予定の時刻を数分過ぎ、裁判長による判決文の読み上げが始まった。

愛媛白バイ事故

「山本事件」 少年審判と全く異なる認定でまさかの全面敗訴

「無罪」を勝ち取つた少年側に9割の過失!?

少年審判と全く異なる認定でまさかの全面敗訴

柳原三佳(ジャーナリスト)

ら支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え」傍聴人からは怒りの声が続出した。
「全面敗訴? いつたいどういうことや!」
「裁判所はくさつとる!」しかし、3人の裁判官はそうした罵声を制止することもなく、主文の読み上げを終えると、傍聴席に背を向け、さつさと法廷から姿を消した。

松山地裁が認定した過失割合は、少年側が9、白バイ側が1。結果的に、少年の主張はほとんど棄却された。

少年審判で、高松高裁が松山家裁に事件を差し戻した際、「警察官等捜査関係者作成の供述調書のみに基づいて非行事实を認定することは、少年側に、裁判所の中立性ないし公正さに対する疑念を抱かせかねないから、原裁判所の審判手続きは、

手続きの適正さを著しく欠いており、原決定には、決定に影響を及ぼす法令の違反があるといわざるを得ない」とまで断じていたにも関わらず、である。

この事故の状況と裁判の争点は、以下の通りだ。
少年側は事故直後から、「スクーターで右折待ちのため、前に止まっていた右折車の後ろで停止していた。その車が右折した直後、白バイが突っ込んでいた」と主張。一方の警察側は、「右折車は存在せず、少年が右折中に白バイの緊急走行を妨げた」と反論していたが、今回の判決では、「右折車」の存在は認められたものの、右折車が右折をしてから衝突までに1~2秒の時間差があつたことを理由に、少年のバイクは、右折車の後



スクーターと衝突した愛媛県警の白バイ 見分時には、転倒地点から20m離れた場所に移動されていた

刑事裁判・民事裁判の争点は、いずれも『息子が止まつていたのか・動いていたのか』『息子の前に右折待ちの車がいたのか・いなかつたのか』という点でした。

刑事裁判（家裁）での審判は息子を裁くためなので、『動いていたのか・止まつていたのか』『息子の前に右折待ちの車がいたのか・いなかつたのか』という点でした。

●調書は刑事裁判が始まるまで非開示のはずなのに、白バイ隊員には相手の証言や目撃者の証言、見分の記録、写真などの捜査記録を見せてもよいのか？

という具体的な疑問を呈してきました。

厳しい訓練を受け、白バイ隊となつたはずの警察官がこのようない々な曖昧な証言をし、さらに、相手の調書を熟読した上で、自分

の供述調書を作成し、そして保身のために息子を加害者に作り上げていったのです。あまりにも不公平です。おまけに民事裁判で、白バイ隊員は自ら慰謝料まで請求してきました。

結果的に裁判では、「足をつ

いて止まつっていた』という息子の証言やそれを裏付ける目撃者の証言はすべて却下されてしまい、そして、同じ署内の警察官が勝手に作成した『総括捜査報告書』が一人歩きして判決が下されてしまつたのです。

ただ、判決では「右折車」の存在だけは認められました。右折車の存在を認めたのなら、事故状況も合理的に想像出来るようないのではあります。なのに、裁判官は、事故現場を重視せず、道路状況を把握しないまま判決文を書いています。裁判官には、一般的人の常識・感覚で判断を願いしたいです』

4月8日、山本さんは控訴し、

裁判は高松高裁で続行されることとなつた。

これが問題の 『総括捜査報告書』だ！

今回の裁判で、少年側が「公平性・適正性を欠く違法な捜査がおこなわれた」と主張するに至つた背景には、刑事裁判が終結してから初めて自らにした『総括捜査報告書』の存在があつた。

これは、白バイ隊員が所属する松山西署が作成したもの、いわば自身による報告書である。『山本昌樹にあつては、保護観察処分の意見を付し、H（白バイ）にあつては、寛大処分に意見を付して送致することとした。』

という結論で締めくられたその内容は、たしかに、極めて偏つたものだつた。

「右折車が存在しなかつたとする別の目撃証言もあり、適正性を著しく欠いたものとはいえない」などとして、違法性を否定したのだった。

被害に遭つた少年の母・山本純子さん（41）は、判決後の記

原告が指摘する問題の箇所を

ごく一部だが抜粋してみると……。

■『母親の山本純子は、本件の捜査に對して、事故直後から異常までの異議・苦情を申し立て、山本昌樹を取調べた後に供述調書を作成するよう強く申し立てたことから供述調書を作成した。』

■『家族の異常な捜査に対する関与により、被疑少年に説明を求めるも本人の自主的な説明が得られない状況にあり、全て母親等の意図に沿つた内容を申し立てるのみである。』

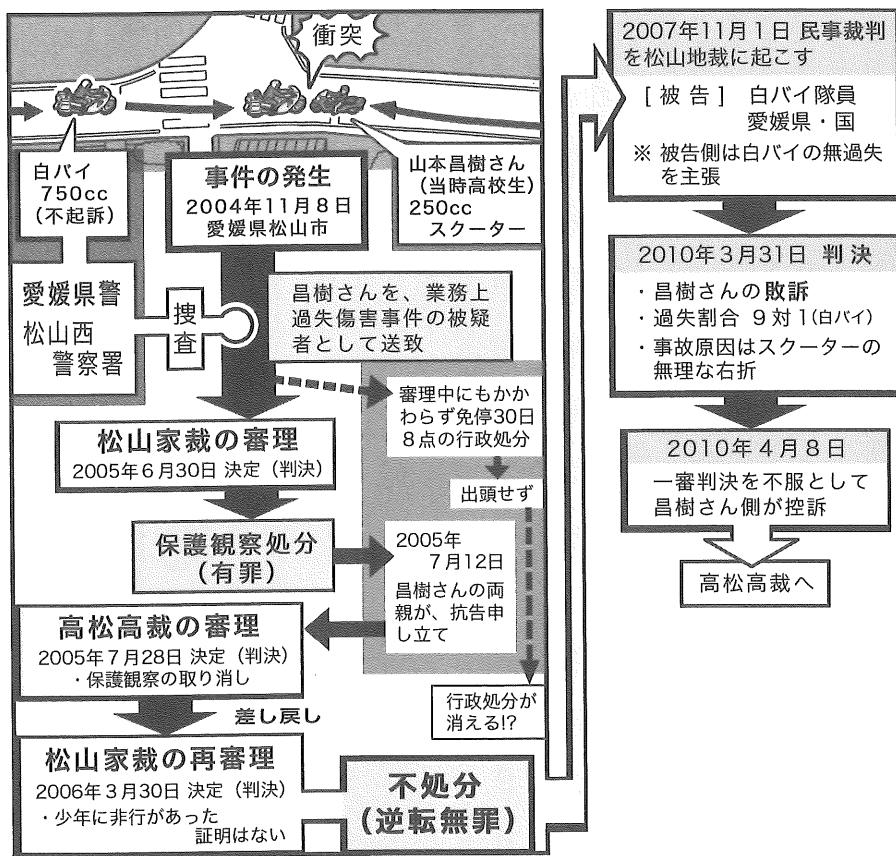
『事故目撃者のA（青果店経営）は山本昌樹の母親・祖母と仕事を通じて面識があり、山本昌樹関係者がAから目撃時の状

況（右折車の存在）などを聴取する等して、事故時に、（山本車両）の前にワンボックス車が止まつていたとの実体験と異なる事故状況を創作した可能性がある。（中略）したがつて同人の供述内容の信憑性は乏しいものと言わざるを得ない。』

■『山本昌樹の母親は、目撃者Aに対し、見分会時の指示説明内容の訂正（山本車両の進路及び衝突地點）を警察に申し立てよう強く迫る他、目撃者Bに対しても、任意の目撃証言を妨害するかのような行動に出ている状況が窺われるところから、現時点において山本昌樹に対する任意捜査（実況見分及び取り調べ）によつては被疑少年自身から真実の供述を得ることは困難と思料される。』

いてだけは「記憶がない、覚えていない」と曖昧な証言をしている。そんなことがまかり通るのか？

図① 山本事件（愛媛）の流れ



被害者の母・山本純子さんは、「裁判官には、真実に目を向けてほしかった」と悔しさをにじませた。
右は代理人の水口晃弁護士

■『H（＊白バイ隊員）は、衝突前の自車の進路及び衝突地点を、現場路面に印象されていたタイヤ痕及びガウジ痕の状況に基づく進路及び衝突地点について観客的かつ合理的な指示説明をするも、山本昌樹は、自分の前にワンボックス車が止まっており、その後方で停止していた白バイにぶつけられた旨を申し立てるのみで、路面痕跡に基づく自車の進路及び衝突地点と

■『H（＊白バイ隊員）は、衝突前の自車の進路及び衝突地点を、現場路面に印象されていたタイヤ痕及びガウジ痕の状況に基づく進路及び衝突地点について観客的かつ合理的な指示説明をするも、山本昌樹は、自分の前にワンボックス車が止まっており、その後方で停止していた白バイにぶつけられた旨を申し立てるのみで、路面痕跡に基づく自車の進路及び衝突地点と

の整合性についても完全に否定し合理的な指示説明がなされなかつた。』

母親の山本純子さんは、この報告書の記載内容について、呆

れたように語る。

「警察はここまでするのかと驚きました。とにかく、どれを見ても母親である私が出てきま

す。そして私のことを『異常』だと書いてあるんです。そんなに母親が異常だと思わせたか

たのでしようか。それに私は目撃者のAさんと、仕事を通じての関係などありませんし、証言内容を変えるように迫った事実も一切ありません。また、現場には目に見えるタイヤ痕などもありませんでした。とにかく意味は嘘ばかりで、全部でたらめなんです。本当に怒ろしい、あつてはならないことです」

私もこの『総括捜査報告書』

を見たときは、正直言つて驚い

た。こんな書類が警察によつて見えないところで作られ、検察庁に送られていたのだと思うとぞつとするが、検察官や裁判官がこれを鵜呑みにすれば、冤罪も当たり前ということになる。欧米では交通事故の実況見分調書は早期に開示されている。日本でもそのようにえていかなければ、理不尽な事故は起り続けてしまうだろう。

山本事件は、ヤフーブログ「愛媛の白バイ事故・母です <http://blogs.yahoo.co.jp/toshikazu2355/199002.html>」でこれまでの経緯や裁判記録等が全て紹介されている。また、柳原三佳のホームページ <http://www.mikay.com/> では、これまでに放送した「山本事件」特集番組を動画で配信中だ。